

## **逗子市下水道条例**

### **逗子市下水道条例施行規則**

### **逗子市下水道指定工事店規則**

### **逗子市水洗便所改造等資金融資あっせん規則**

上記記載の規則様式につきましては、下記の逗子市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gesui/>

○逗子市下水道条例

昭和47年3月22日

逗子市条例第19号

〔注〕 昭和58年から改正経過を注記した。  
改正 昭和52年9月30日条例第14号  
昭和54年3月26日条例第5号  
昭和57年3月27日条例第7号  
昭和58年3月28日条例第8号  
昭和59年3月31日条例第12号  
昭和60年3月31日条例第7号  
平成3年12月17日条例第17号  
平成5年3月22日条例第6号  
平成9年3月27日条例第6号  
平成9年12月22日条例第13号  
平成11年12月7日条例第24号  
平成12年3月9日条例第3号  
平成12年12月21日条例第29号  
平成14年3月19日条例第15号  
平成14年9月17日条例第28号  
平成16年12月28日条例第22号  
平成17年11月25日条例第25号  
平成24年12月25日条例第37号  
平成30年11月28日条例第29号  
令和元年12月14日条例第19号  
令和3年12月9日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等に関し、必要な事項を定める。

（平24条例37・一部改正）

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する汚水又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- (4) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する公共下水道をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2に規定する特定事業場をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (11) 排除汚水量 使用者が公共下水道に排除する汚水の量をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (13) 地下水等 井戸水、泉水等で水道水以外の水をいう。
- (14) 量水器 神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）第2条第4号の量水器をいう。

（昭58条例8・昭60条例7・平12条例29・平14条例28・平24条例37・一部改正）

(排水設備の新設等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）をしようとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のます及び

法第11条第1項の規定による排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。

- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水にあっては汚水を排除する公共ます等に固着させ、雨水にあっては原則として雨水を地下に浸透させる構造とすること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、別に規則で定めるところにより公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の工法によること。
- (4) 汚水のみを排除する排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表によるものとし、排水渠の断面積は、排水管の内径及びこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水人口	排水管の内径	こう配
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表によるものとし、排水渠の断面積は、排水管の内径及びこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水面積	排水管の内径	こう配
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1以上

(平3条例17・平5条例6・平12条例29・平24条例37・一部改正)

(排水設備等の計画の確認)

第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、その変更について、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない事項については、事前にその旨を届け出ることによってこれに代えることができる。

(平3条例17・平5条例6・一部改正)

(逗子市以外の者が行う工事等)

第4条の2 法第16条の規定により公共下水道の施設に関する工事又は施設の維持（以下「下水道施設工事等」という。）の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、規則で定めるところにより当該下水道施設工事等が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく検査しなければならない。

(平14条例15・追加)

(指定工事店)

第5条 排水設備等の新設等の設計及び工事の施行は、排水設備等の工事に関し技能を有するものとして、市長が指定した業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことはできない。

- 2 指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 責任技術者（第6条の2第2項の規定により登録されている者をいう。以下同じ。）で専属して従事するものを1名以上有していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。

- (3) 神奈川県内に営業所を有していること。
- 3 指定工事店の有効期間は、指定の日から起算して5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 第8項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
  - (3) 業務について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
  - (4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (5) 法人にあっては、代表者又は役員に第1号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- 5 指定工事店は、第2項に規定する要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出があったときは、指定工事店の指定を取り消さなければならない。
- 7 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 組織を変更したとき。
  - (2) 代表者又は役員に異動があったとき。
  - (3) 商号を変更したとき。
  - (4) 営業所を変更したとき。
  - (5) 専属して従事する責任技術者に異動があったとき。
  - (6) 住所又は電話番号に変更があったとき。
  - (7) 第4項第1号若しくは第4号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 8 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定を停止することができる。
- (1) 法令等の規定に違反したとき。
  - (2) 第2項に規定する要件を欠くに至ったにもかかわらず、第5項に規定する届出を怠ったとき。
  - (3) 排水設備の新設等の工事について不誠実な行為があるなど、指定工事店として不相当であると市長が認めるとき。

(平3条例17・平11条例24・平12条例3・令元条例19・一部改正)

(排水設備等の工事の検査)

第6条 指定工事店は、排水設備等の新設等の工事が完成したときは、工事完成の日から5日以内に市長に届け出て検査を受けなければならない。

(責任技術者)

第6条の2 責任技術者となることができる者は、市長が指定する者が実施する試験（以下「試験」という。）に合格した者又はこれに相当する資格があると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校（以下「大学等」という。）において正規の土木工学科又はこれと同等と市長が認める課程を修めて卒業した者
  - (2) 大学等を卒業した者で、排水設備工事、下水道工事、水道工事又はこれらと同等と市長が認める工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計及び施工について1年以上の実務経験を有するもの
  - (3) 排水設備工事等の設計及び施工について2年以上の実務経験を有する者
- 2 責任技術者として登録を受けようとする者は、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 責任技術者の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者として登録を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第8項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) その他市長が責任技術者として不適当と認める者

5 責任技術者は、前項第1号に該当することとなったとき又は責任技術者としての登録を廃止しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

6 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長に届け出なければならない。

7 市長は、前2項に規定する届出があったときは、責任技術者の登録を取り消さなければならない。

8 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で停止することができる。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。
- (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- (3) 業務について不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。  
(平11条例24・追加、平12条例3・令元条例19・一部改正)

(手数料)

第6条の3 指定工事店の指定を受けようとする者又は責任技術者の登録を受けようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 指定工事店の指定  
新規指定1件につき10,000円  
更新指定1件につき5,000円
- (2) 責任技術者の登録  
新規登録1件につき2,000円  
更新登録1件につき2,000円

(平11条例24・追加)

(除害施設の設置等)

第7条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
イ 動植物油脂含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。(第5号において同じ。)
- (2) 前項第1号及び第2号に掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) 前項第3号に掲げる物質 同号に定める数値
- (6) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)第28条の規定により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第3号に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) それぞれ当該排水基準

に係る数値

(平3条例17・平5条例6・平12条例29・一部改正)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第7条の2 法第12条の2第3項に規定する条例が定める特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、前条第1項第2号及び第3号並びに前条第2項第3号及び第4号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める水質基準とする。

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共水域に直接排除されたとした場合においては、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)により、当該下水について前項に定める水質基準より緩やかな水質基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(平12条例29・一部改正)

(し尿の排除の制限)

第8条 使用者は、し尿を公共下水道に排除しようとするときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(平5条例6・一部改正)

(水洗便所改造等の助成)

第8条の2 市長は、処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対し、予算の範囲内においてその資金の一部補助又は全額補助の助成をすることができる。

(昭58条例8・追加、平3条例17・一部改正)

(助成の資格)

第8条の3 前条の規定による一部補助を受けることができる者は、第1号及び第2号に、全額補助を受けることができる者は、第3号に該当する者でなければならない。

(1) 処理区域内における建築物の所有者又は占有者(当該改造について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)であること。

(2) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている者で、処理区域内の建築物の所有者であり、かつ、現にその建築物の占有者であること。

(昭58条例8・追加)

(助成の額)

第8条の4 水洗便所改造資金又はし尿浄化槽撤去資金の一部補助額又は全額補助額は、次の表によるものとする。

区分	補助額
水洗便所改造資金の一部補助	くみ取り口1箇所につき5,000円
水洗便所改造資金の全額補助	改造に要した費用の全額
し尿浄化槽撤去資金の一部補助	し尿浄化槽1基につき5,000円
し尿浄化槽撤去資金の全額補助	撤去に要した費用の全額

(昭58条例8・追加、平3条例17・一部改正)

(助成の申請)

第8条の5 助成を受けようとする者は、第4条の規定に基づく排水設備の新設の確認を受ける際に、市長に申請しなければならない。

(昭58条例8・追加)

(補助金の交付)

第8条の6 補助金は、第6条の規定による工事完成検査後に市長が交付する。

(昭58条例8・追加、平5条例6・一部改正)

(水洗便所改造等資金融資のあっせん)

第8条の7 市長は、法第11条の3第5項の規定により、処理区域内において、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対し、当該改造に必要な資金の融資をあっせんするものとする。

(平11条例24・追加)

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

3 第1項の規定による公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、公共下水道を使用しているものとみなす。

4 神奈川県県営上水道条例第7条の規定により水道の使用の開始若しくは休止があった場合又は同条例第50条の規定により給水の停止があった場合は、第1項の規定による公共下水道の使用の開始又は休止の届出をしたものとみなす。

(平5条例6・平14条例28・一部改正)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第10条 使用者は、政令第9条第1項第4号に該当する水質又は政令第9条の10第1号若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第2項第1号から第4号までに定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質について市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、廃止し、又は再開しようとするときも同様とする。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

(平3条例17・平5条例6・平12条例29・平17条例25・一部改正)

(使用料の徴収)

第11条 市長は、公共下水道の使用について別表により算出した額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と同税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じた率を加算し、その税率に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用者から使用料として徴収する。ただし、法律の定めるところにより消費税が免除されるときは、当該相当額を控除したものとす。

2 前項の使用料は2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。

3 第1項の使用料の納期限は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県企業庁企業局の発行する納入通知書兼領収書により納入する場合にあっては、当該納入通知書兼領収書を発行した日の翌日から起算して10日を経過する日

(2) 口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納入する場合にあっては、市長が別に定める振替指定日

4 前2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用するとき、その他公共下水道を一時使用することについて市長が認めたときは、使用開始の際に使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が認めたときに行う。

(昭58条例8・昭59条例12・昭60条例7・平3条例17・平5条例6・平9条例6・平11条例24・平14条例28・平24条例37・平30条例29・令3条例19・一部改正)

(使用料の特例)

第11条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本額は、別表に定める基本額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 使用期間が15日以内で排除汚水量が4立方メートル以下のとき 0.5

(2) 量水器の点検が隔月に行なわれる場合において、使用期間が1月を超え45日以内で排除汚水量が12立方メートル以下のとき 1.5

(3) 量水器の点検が隔月に行なわれる場合において、使用期間が45日を超えるとき又は使用期間が1月を超え45日以内で排除汚水量が12立方メートルを超えるとき 2

(平14条例28・追加)

(汚水の種類)

第12条 使用料算定に当たっては、汚水の種類を次の各号に掲げるとおりに区分する。

(1) 一般汚水 家庭、店舗、事業所等から排除される汚水

(2) 浴場汚水 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の規定による浴場から排除されるし尿を含まない汚水

(平5条例6・一部改正)

(排除汚水量の認定)

第13条 水道水又は地下水等を使用する場合の排除汚水量は、次に定めるところによる。  
(1) 水道水を使用する場合の排除汚水量は、水道水の使用量とする。  
(2) 地下水等を使用する場合の排除汚水量は、規則で定める基準に基づき市長が認定する。  
2 市長は、地下水等の排除汚水量を認定するため必要があると認めるときは、使用者のポンプ施設その他適当な箇所に計測のための装置を取り付けることができる。

(平14条例28・全改)

(使用料の算定基準日)

第14条 使用料の算定基準日は、次のとおりとする。

(1) 水道水のみを使用し、又は水道水と地下水等を併用する場合は、水道の量水器の点検日とする。

(2) 地下水等のみを使用する場合は、市長が指定する月の末日とする。

(3) 市長は、前2号の規定により難いと認めるときは、使用料の算定基準日を別に定めることができる。

(平14条例28・追加)

(使用料の算定方法)

第15条 使用料は、算定基準日が隔月の場合にはその日の属する月分及びその前月分として2月分を、毎月の場合にはその日の属する月分を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は使用料の算定方法を別に定めることができる。

(平14条例28・追加)

(資料の提出)

第16条 市長は、使用料を算定するために必要と認めるときは、使用者から資料の提出を求めることができる。

(昭60条例7・平14条例28・一部改正)

(使用料の減免)

第17条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(昭60条例7・平14条例28・一部改正)

(行為の許可)

第18条 法第24条第1項の行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 政令第16条で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(昭60条例7・平5条例6・平14条例28・一部改正)

(許可を要しない軽微な変更)

第19条 法第24条第1項の規定による条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(昭60条例7・平3条例17・平14条例28・一部改正)

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第20条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第23条までに定めるところによる。

(平24条例37・追加)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第21条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第23条において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。

(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。



(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓<sup>とう</sup>継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(平24条例37・追加)

(排水施設の構造の技術上の基準)

第22条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(平24条例37・追加)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第23条 第21条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(平24条例37・追加)

(適用除外)

第24条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(平24条例37・追加)

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第25条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過<sup>ろ</sup>法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

(5) 臭気<sup>ろ</sup>の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(平24条例37・追加)

(罰則)

第26条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料を科する。

(1) 第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者

(2) 第5条第1項の規定に違反して設計及び工事を行った者

(3) 第6条の規定による工事が完成した旨の届出を怠った者

(4) 第7条の規定による除害施設を設置しないで悪質下水を排除した者

(5) 第9条第1項の規定による公共下水道の使用の開始の届出を怠った者

- (6) 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者  
(昭60条例7・平3条例17・平5条例6・平9条例6・平14条例28・平24条例37・一部改正)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(昭60条例7・平14条例28・平24条例37・一部改正)

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年9月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年5月1日から適用する。
- 2 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(昭和51年法律第29号)附則第2条第1項に規定する下水については、昭和52年10月30日までは、改正後の条例第7条及び第7条の2の規定は適用せず、その下水を排除する者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和54年3月26日条例第5号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項第1号の規定は、昭和57年度分の使用料から適用し、昭和56年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項第1号の規定は、昭和58年度分の使用料から適用し、昭和57年度分までの使用料については、なお従前の例による。  
(逗子市水洗便所改造等助成条例の廃止)
- 3 逗子市水洗便所改造等助成条例(昭和47年条例第20号)は、廃止する。  
(逗子市水洗便所改造等助成条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例施行の際、現に旧逗子市水洗便所改造等助成条例の規定により行つた貸付金に関しては、同条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項第1号の規定は、昭和59年度分の使用料から適用し、昭和58年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項の規定は、昭和60年度分の使用料から適用し、昭和59年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年12月17日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項の規定は、平成4年度分の使用料から適用し、平成3年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月22日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項の規定は、平成5年度分の使用料から適用し、平成4年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第1項の規定は、平成9年度分の使用料から適用し、平成8年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月22日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、平成10年度分の使用料から適用し、平成9年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月7日条例第24号)

改正 平成12年3月9日条例第3号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前に改正前の逗子市下水道指定工事店規則(平成10年逗子市規則第32号)の規定によりされた指定工事店の申請、指定その他の行為及び責任技術者の申請、登録その他の行為は、この条例による改正後の逗子市下水道条例の規定によりされた指定工事店の申請、指定その他の行為及び責任技術者の申請、登録その他の行為とみなす。

- 3 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による浪費を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者(当該宣告が取り消されるまでの間にある者に限る。)については、改正後の逗子市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平12条例3・追加)

附 則 (平成12年3月9日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成12年12月21日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2第2項の改正規定は平成13年1月6日から、第3条第4号の表の改正規定、同条第5号の表の改正規定及び別表の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第4号の表及び同条第5号の表の規定は、平成13年4月1日以後に提出された第4条の規定に基づく逗子市下水道条例施行規則(昭和47年逗子市規則第11号)第3条第1項の排水設備新設等確認申請書(以下単に「排水設備新設等確認申請書」という。)に係る排水設備等の新設等及び市長の確認を受けた事項の変更についてから適用し、同日前に提出された排水設備新設等確認申請書に係る排水設備等の新設等及び市長の確認を受けた事項の変更については、なお従前の例による。

- 3 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、平成13年度分の使用料から適用し、平成12年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月19日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の下水道施設工事等の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 9 月17日 条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市下水道条例の規定は、平成15年度分の使用料から適用し、平成14年度分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月28日 条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる排除汚水量の認定に係る使用料の算定についての改正後の逗子市下水道条例別表の規定の適用については、市長が別に定めるところによる。

附 則（平成17年11月25日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月 1 日から適用する。

附 則（平成24年12月25日 条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の逗子市下水道条例第11条第 3 項第 2 号の規定は、平成25年度分の使用料から適用し、平成24年度分までの使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。以下この項において「施設」という。）であって第 2 条の規定による改正後の逗子市下水道条例第21条から第23条までの規定に適合しないものについては、これらの規定は適用しない。ただし、この条例の施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事を除く。）の工事に着手した施設については、この限りでない。

附 則（平成30年11月28日 条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月14日 条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年12月 9 日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 3 項第 2 号の改正規定は、同年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第 3 項第 2 号の規定は、令和 4 年 1 月 4 日の使用料から適用し、同月 3 日までの使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、令和 4 年 7 月 1 日の使用料から適用し、同年 6 月 30 日までの使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

1 月当たりの公共下水道使用料の算出基礎額

区分		1 月当たりの排除汚水量	金額
一般 汚水	基本額	8 立方メートルまでの分	679円
	加算額 1 立方メートル につき	8 立方メートルを超え15立方メートルまでの分	104円
		15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	109円
		20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	132円
		25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円
		30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	154円

	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	185円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	203円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	229円
	500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	266円
	5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	281円
	10,000立方メートルを超える分	343円
浴場汚水	1立方メートルにつき	5円

(昭60条例7・追加、平3条例17・平9条例13・平12条例29・平14条例28・平16条例22・令3条例19・一部改正)

○逗子市下水道条例施行規則

昭和47年3月22日  
逗子市規則第11号

〔注〕 昭和58年から改正経過を注記した。  
改正 昭和47年9月25日規則第27号  
昭和57年3月27日規則第16号  
昭和58年3月28日規則第13号  
昭和59年3月31日規則第11号  
昭和60年3月31日規則第10号  
昭和62年3月31日規則第12号  
平成6年4月28日規則第12号  
平成7年3月29日規則第5号  
平成11年3月10日規則第2号  
平成11年3月23日規則第7号  
平成11年12月7日規則第34号  
平成12年12月21日規則第37号  
平成14年3月27日規則第8号  
平成14年9月25日規則第38号  
平成17年4月1日規則第11号  
平成17年5月16日規則第19号  
平成17年12月12日規則第35号  
平成19年4月1日規則第14号  
平成20年11月6日規則第29号  
平成24年12月25日規則第35号  
平成28年3月31日規則第23号  
令和3年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

（昭60規則10・平14規則38・平24規則35・一部改正）

(排水設備の固着方法)

第2条 条例第3条第3号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出ないように取り付け、漏水を防止する措置を講じること。

(2) 雨水のみを排除するための排水設備は、取付管の管低高以上の個所に所定の孔を設け、受口を取り付け、ますの内壁に突き出さないように差し入れること。

（平6規則12・平12規則37・平24規則35・一部改正）

(排水設備等の確認申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により排水設備の確認を受けようとする者は、工事着手の5日前までに、排水設備新設等確認申請書（第1号様式）に次項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。また確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請書に添付すべき書類及びその記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 申請地付近の見取図及び縦断面図に次の事項を記載した平面図2部

ア 申請地の形状及び面積

イ 申請地付近の公共下水道施設の位置

ウ 申請地付近の道路の位置

エ 建築物内の浴室、水洗便所その他の汚水及び雨水を排除する施設の位置

オ 管渠<sup>きよ</sup>の配置、形状、寸法及び勾配

カ ます、マンホール、除害施設又はポンプ施設の位置

キ 他人の排水設備を使用するときは、その配置

- (2) 除害施設、水洗便所又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法等を表示した図面 2 部
- (3) 他人の土地又は排水設備等を使用しようとするときは、その同意書
- (4) ちゅうかいを粉砕して下水に排除する設備を設置しようとするときは、市長が別に定める図書

3 市長は、第 1 項の計画を確認したときは、排水設備新設等確認通知書（第 2 号様式）を交付するものとする。

（平 6 規則 12・平 12 規則 37・平 20 規則 29・平 24 規則 35・一部改正）

（排水設備の構造基準）

第 4 条 排水設備は、次の各号に定める構造基準によらなければならない。ただし、市長がこれによりがたいと認めるときは、別に定める。

(1) 枝管の内径

枝管の種別	枝管の内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上
浴槽（家庭用）接続管、台所流し接続管及び大便器接続管	75ミリメートル以上

(2) ますの内径又は内のり

種別	塩化ビニール製等のます（内径）	コンクリート製のます（内のり）
配水管の内径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のとき	150ミリメートル以上	300ミリメートル以上
排水管の内径が150ミリメートル以上のとき	150ミリメートル以上	400ミリメートル以上

(3) 排水管の土かぶり、原則として20センチメートル以上とし、露出管又は特別な荷重がかかる場合はこれに耐え得る管種を選定し、又は当該排水管を防護すること。

(4) 浴場、流し場等の汚水流出口には、固型物の流下を止めるために、有効なストレーナを設けなければならない。

（平 6 規則 12・平 12 規則 37・一部改正）

（排水設備等工事完成届及び検査等）

第 5 条 条例第 6 条の規定により工事が完成した旨の届出をしようとするときは、排水設備等完成届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 6 条の規定による検査は、書類検査とする。ただし、市長は、必要と認めるときは、現場検査を行うことができる。

3 市長は、排水設備等の完成検査の結果、合格と認めるときは、当該排水設備の新設を行った者に、章標（第 4 号様式）を交付する。

（平 6 規則 12・平 11 規則 7・平 24 規則 35・一部改正）

（助成の申請手続）

第 5 条の 2 条例第 8 条の 5 の規定により助成を受けようとする者は、水洗便所改造等助成申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭 58 規則 13・追加、平 17 規則 11・一部改正）

（助成の決定）

第 5 条の 3 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、速やかに調査を行って、その適否を決定し、水洗便所改造等助成決定通知書（第 5 号様式の 2）により通知する。

（昭 58 規則 13・追加、平 6 規則 12・一部改正）

（下水道施設工事等の承認）

第 5 条の 4 条例第 4 条の 2 第 1 項の公共下水道の施設に関する工事又は施設の維持（以下「下水道施設工事等」という。）の承認を受けようとする者は、下水道施設工事等施行承認申請書（第 3 号様式の 2）に設計図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を下水道施設工事等施行承認決定通知書（第 3 号様式の 3）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、下水道施設工事等の施行を承認した場合において、必要があると認めるときは、当該

職員（逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第6号）に規定する職員をいう。以下同じ。）に工事の監督を命ずるものとする。

（平14規則8・追加、平19規則14・一部改正）

（下水道施設工事等の施行者）

第5条の5 下水道施設工事等は、条例第5条に規定する指定工事店、逗子市の指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成7年逗子市告示第31号）第3条第1項に規定する入札参加者の資格の認定を受けた者又は過去の事業実績等により市長が適当であると認めた者でなければ行うことができない。

（平14規則8・追加）

（下水道施設工事等の着手及び検査）

第5条の6 第5条の4第2項の規定により下水道施設工事等の承認を受けた者（以下「工事等施行者」という。）は、下水道施設工事等に着手する前に下水道施設工事等着手届（第3号様式の4）を市長に提出しなければならない。

2 工事等施行者は、下水道施設工事等が完了したときは、下水道施設工事等完了届（第3号様式の5）にしゅん工図書を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

（平14規則8・追加）

（下水道施設工事等の目的物の引渡し及びかし担保）

第5条の7 工事等施行者は、前条第2項の検査に合格したときは、下水道施設工事等の目的物を無償で逗子市に引き渡さなければならない。

2 市長は、引渡しを受けた下水道施設工事等の目的物にかしがあったときは、工事等施行者に対してその補修を請求することができる。

3 前項の規定によるかしの補修の請求は、第1項の規定による引渡しの日から起算して1年以内に行わなければならない。

（平14規則8・追加）

（使用開始等の届出）

第6条 条例第9条第1項の規定により使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、公共下水道使用開始等届（第5号様式の3）を市長に提出しなければならない。

（昭58規則13・平6規則12・平14規則38・一部改正）

（悪質下水排除の開始等の届出）

第7条 条例第10条の規定により悪質下水の排除を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、使用者は、悪質下水排除開始等届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（平6規則12・一部改正）

（汚水の種類）

第8条 条例第12条第2号の浴場は、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

（平17規則35・追加）

（排除汚水量の認定）

第8条の2 条例第13条第1項第2号の規定による排除汚水量の認定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 家事用に使用する井戸（動力式揚水設備のあるものを除く。）については、1世帯4人までは、1月につき8立方メートルとし、4人を超える場合は、1人を増すごとに2立方メートルを加算する。

(2) 前号に定める井戸が水道と併用されている場合には、前号により算出した量の2分の1をもって当該井戸の排除汚水量とみなす。

(3) 前2号以外のものについては、使用者の世帯人数、業態、揚水設備その他水の使用状況等の事実を勘案して、排除汚水量を認定する。

（昭60規則10・平6規則12・平14規則38・平17規則35・一部改正）

（使用料の減免）

第9条 条例第17条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、下水道使用料減免



決定通知書（第9号様式）により通知する。

（昭60規則10・平6規則12・平14規則38・一部改正）

（行為の許可）

第10条 条例第18条の規定による許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、物件設置等許可申請書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- （2） 物件の配置及び構造を表示した図面

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、物件設置等許可決定通知書（第11号様式）により通知する。

（昭60規則10・平6規則12・平14規則38・一部改正）

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設及び処理施設）

第11条 条例第21条第3号に規定する規則で定める排水施設及び処理施設は、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。）とする。

- （1） 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- （2） 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
  - ア 大腸菌が検出されないこと。
  - イ 濁度が2度以下であること。
  - ウ その他市長が別に定める基準

（3） 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号ア及びイに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（平24規則35・追加）

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講じる措置）

第12条 条例第21条第5号に規定する規則で定める措置は、排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）について次項に規定する耐震性能を確保するために講じるべき措置として次に掲げるものとする。

- （1） 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し、杭基礎の強化その他の液状化の防止又は軽減のための措置
- （2） 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の側方流動の防止又は軽減のための措置
- （3） 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓<sup>とろ</sup>継手の設置その他の損傷の防止又は軽減のための措置
- （4） 前3号に掲げるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下この項において同じ。）及び処理施設については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第1号のとおりとする。

- （1） レベル1地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- （2） レベル2地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(平24規則35・追加)

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第13条 条例第22条第1号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径については100ミリメートル(自然流下によらない排水管については30ミリメートル)とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。

(平24規則35・追加)

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講じる措置)

第14条 条例第23条第2号及び第25条第6号に規定する規則で定める措置は、排ガス処理設備の設置、排液を水処理施設に送水する導管の設置、残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするために必要と認められる措置とする。

(平24規則35・追加)

(立入検査員証等)

第15条 下水道法(昭和33年法律第79号)第13条第2項の身分を示す証明書は、下水道立入検査員証(第12号様式)とし、同法第32条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書(第13号様式)とする。

(平17規則35・全改、平24規則35・一部改正)

(滞納処分に関する事務の委任等)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる使用料の滞納処分に関する事務のうち次に掲げる事務を職員に委任することができる。

(1) 使用料の納付義務者又は納付義務があると認められる者の財産調査に伴う質問及び検査

(2) 滞納処分及び捜索

2 前項の委任を受けた者がその事務を行う際に携帯すべき身分を示す証明書は、下水道使用料徴収職員証(第14号様式)とする。

(平17規則35・追加、平19規則14・平24規則35・一部改正)

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年9月25日規則第27号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月27日規則第16号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行し、改正前の様式に基づき使用している用紙は、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則(昭和58年3月28日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(逗子市水洗便所改造等助成条例施行規則の廃止)

2 逗子市水洗便所改造等助成条例施行規則(昭和47年逗子市規則第12号)は、廃止する。

(逗子市水洗便所改造等助成条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則施行の際、現に旧逗子市水洗便所改造等助成条例施行規則の規定により行った貸付金に関しては、同規則は、この規則施行後も、なおその効力を有する。

附 則(昭和59年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された第7号様式は、この規則の規定により定められた様式とみなす。

附 則(昭和60年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定は、昭和62年度分の公共下水道使用料から適用し、昭和61年度分までの公共下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に、改正前の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された第7号様式は、この規則の規定により定められた様式とみなす。

附 則 (平成6年4月28日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、(中略)第4条の規定による改正前の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された第7号様式は、第4条の規定による改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定により定められた様式と(中略)みなす。
- 3 この規則施行の際、現に使用している各様式(前項に掲げる様式を除く。)については、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則 (平成7年3月29日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、(中略)第3条の規定による改正前の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された第7号様式は、第3条の規定による改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された様式と(中略)みなす。
- 3 この規則の施行の際、現に使用している各様式(前項に掲げる様式を除く。)については、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則 (平成11年3月10日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、(中略)第3条の規定による改正前の逗子市下水道条例施行規則の規定により作成された第7号様式は、第3条の規定による改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定により定められたものと(中略)みなす。

附 則 (平成11年3月23日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項の規定は、平成11年4月1日以後の排水設備新設等確認申請に係る排水設備等の工事の検査から適用し、同日前の排水設備新設等確認申請に係る排水設備等の工事の検査については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月7日規則第34号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定は、平成13年4月1日以後に提出された排水設備新設等確認申請書に係る排水設備等の確認申請から適用し、同日前に提出された排水設備新設等確認申請書に係る排水設備等の確認申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月27日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の下水道施設工事等の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月25日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の逗子市下水道条例施行規則の規定は、平成15年度分の使用料から適用し、平成14年度分までの使用料については、なお従前の例による。  
附 則 (平成17年4月1日規則第11号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。  
附 則 (平成17年5月16日規則第19号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成17年12月12日規則第35号)  
この規則は、平成18年1月1日から施行する。  
附 則 (平成19年4月1日規則第14号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。  
附 則 (平成20年11月6日規則第29号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成24年12月25日規則第35号)  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 (平成28年3月31日規則第23号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。  
附 則 (令和3年3月31日規則第13号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

○逗子市下水道指定工事店規則

平成10年12月25日  
逗子市規則第32号  
改正 平成11年12月7日規則第35号  
平成12年3月31日規則第20号  
平成12年3月31日規則第21号  
平成13年3月9日規則第4号  
平成17年4月1日規則第10号  
平成17年4月1日規則第11号  
平成19年12月10日規則第28号  
平成24年7月9日規則第23号  
平成28年3月31日規則第23号  
令和元年12月14日規則第23号  
令和3年3月31日規則第13号

逗子市下水道指定工事店規則（昭和47年逗子市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく指定工事店について必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 指定工事店として市長の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、下水道指定工事店指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 指定申請者が法人の場合は、会社・法人の登記事項証明書、定款の写し並びに代表者及び役員に係る次号に定める書類
- （2） 指定申請者が個人の場合は、住民票の写し、条例第5条第4項第1号に該当しないことを証する書類及び工事経歴書
- （3） 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- （4） 工事の施行に必要な設備及び機材を有していることを証する書類
- （5） 専属で従事する責任技術者（第10条の規定により登録されている者（以下「専属の責任技術者」という。））名簿及び雇用関係を証する書類並びに同条に規定する下水道責任技術者証の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類  
（平11規則35・平12規則21・平17規則10・平24規則23・令元規則23・一部改正）

（指定の決定等）

第3条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、その結果を下水道指定工事店指定決定通知書（第2号様式。以下「指定決定通知書」という。）により当該指定申請者に通知する。この場合において、市長は、当該指定申請者を指定工事店として指定することを決定したときは、当該決定を受けた者に対し、逗子市下水道指定工事店証（第3号様式。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所の見やすい箇所に掲げておかななければならない。  
（平11規則35・一部改正）

（更新指定の申請等）

第4条 指定工事店は、条例第5条第3項の有効期間の満了後引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、その満了の日の7日前までに指定申請書に第2条各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項に規定する申請について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

（平11規則35・一部改正）

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第5条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い誠実かつ迅速に工事を施行しなければならない。

2 指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに市長に書面をもって届け出て、再交付を受けなければならない。

- 3 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。
  - (2) 工事は適正な価格で行わなければならない。また、工事契約に際しては、金額、期限その他必要な事項を明確に示さなければならない。
  - (3) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。
  - (4) 指定工事店としての名義を他人に貸与してはならない。
  - (5) 条例第4条に規定する排水設備等の新設等の計画について、市長の確認を受けたものでなければ工事に着手してはならない。
  - (6) 設計及び施工の監理は、専属の責任技術者に行わせなければならない。
  - (7) 排水設備等の工事の完了後1年以内に生じた故障等については、無償で補修しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者側の責に帰すべき理由によるものと認められるものについては、この限りでない。
  - (8) 災害等緊急時に、市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
  - (9) 市長が必要と認める排水設備等の新設等の工事に関する講習会又は説明会に専属の責任技術者を出席させなければならない。
  - (10) 排水設備等の新設等の工事の申込みを受けた場合は、申込み受付簿に申し込んだ者の住所、氏名、工事場所及び申込み年月日を記載しなければならない。また、市長が必要と認め、その申込み受付簿の提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。
  - (11) 排水設備等の新設等の工事に使用する材料は、市長の承認する規格のものを使用しなければならない。
  - (12) 工事がしゅん工した際に行われる完了検査に専属の責任技術者を立ち合わせなければならない。

(平11規則35・一部改正)

(指定の辞退及び異動の届出)

第6条 条例第5条第5項の届出は、下水道指定工事店指定辞退届書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第7項に規定する届出は、下水道指定工事店異動届書(第5号様式)に異動の事実を証する書類を添えて行うものとする。

(平11規則35・全改)

(指定の取消し又は停止)

第7条 市長は、条例第5条第8項の規定により指定工事店の指定の取消し又は停止の決定をしたときは、下水道指定工事店取消等決定通知書(第6号様式)により当該指定工事店に通知しなければならない。

(平11規則35・一部改正)

(指定工事店証の返納)

第8条 指定工事店は、条例第5条第6項の規定により指定を取り消されたとき又は第7条の規定による通知を受けたときは、直ちに市長に指定工事店証を返納しなければならない。

(平11規則35・一部改正)

(責任技術者登録の申請)

第9条 条例第6条の2第2項に規定する申請は、下水道責任技術者登録申請書(第7号様式。以下「登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第6条の2第1項の試験に合格したことを証する書類(以下「合格証」という。)又は条例第6条の2第1項の市長が指定する者(以下「指定機関」という。)が定期的に行う講習(以下「更新講習」という。)を受けたことを証する書類(以下「修了証」という。)
- (2) 条例第6条の2第4項第1号に該当しないことを証する書類
- (3) 写真3枚
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平11規則35・一部改正)

(責任技術者登録の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、その結果を下水道責任技術者決定通知書(第8号様式。以下「責任技術者決定通知書」という。)により当該申請者に通知する。この場合において、市長は、当該申請者を責任技術者として登録す

ることを決定したときは、当該決定を受けた者に対し、下水道責任技術者証（第9号様式。以下「責任技術者証」という。）を交付する。

（平11規則35・一部改正）

（更新登録の申請等）

第11条 責任技術者は、条例第6条の2第3項の有効期間の満了後引き続き責任技術者としての登録を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに登録申請書に第9条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第10条の規定は、前項に規定する申請について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

（平11規則35・一部改正）

（責任技術者の責務）

第12条 責任技術者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、工事の設計、監理及び施行に当たらなければならない。

2 責任技術者は、工事の監理又は施工に当たるときは、常に責任技術者証を携帯し、求められた場合は提示しなければならない。

3 責任技術者は、市長が指定する期間までに、更新講習を受けなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに市長に書面をもって届け出て、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、氏名及び住所（住居表示を含む。）に異動があったときは、直ちに書面をもって異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。

（平11規則35・一部改正）

（責任技術者登録の取消し又は停止等）

第13条 条例第6条の2第5項及び第6項の届出は、下水道責任技術者登録辞退届書（第10号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第6条の2第8項の規定により責任技術者の登録の取消し又は停止をしたときは、下水道責任技術者登録取消等通知書（第11号様式）により当該責任技術者に通知する。

3 責任技術者は、条例第6条の2第7項の規定により登録を取り消されたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに市長に責任技術者証を返納しなければならない。

（平11規則35・令元規則23・一部改正）

（指定工事店指定等の公示）

第14条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、これを公示する。

（1） 指定工事店を指定し、又は指定を取り消し、若しくは停止したとき。

（2） 指定機関を指定したとき。

（平11規則35・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第19条第2号の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の逗子市下水道指定工事店規則（以下「旧規則」という。）の規定により指定を受けている指定工事店については、改正後の逗子市下水道指定工事店規則（以下「新規則」という。）の規定により指定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、新規則の規定による指定工事店とみなされたものに係る旧規則による指定の有効期間及び指定証については、その期間満了までは、なお、その効力を有する。

4 新規則の施行の際、現に旧規則の規定により登録を受けている責任技術者については、新規則の規定により登録を受けたものとみなす。

5 前項の規定により、新規則の規定による責任技術者とみなされたものに係る旧規則による登録の有効期間及び責任技術者証については、その期間満了までは、なお、その効力を有する。

6 附則第4項の規定により、新規則の規定による責任技術者とみなされた者で平成11年4月30日までの間に旧規則の規定による登録の有効期間が満了するものが、新規則第15条第1項の規定による更新登録の申請をしようとするときは、同項中「その満了の日の30日前」とあるのは、「市長の指定する期限」とする。

7 旧規則の規定により指定工事店の指定又は責任技術者の登録の取消し又は停止を受けた者は、

新規則の規定により取消し又は停止を受けたものとみなす。

附 則（平成11年12月7日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の逗子市下水道指定工事店規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた申請、決定その他の行為は、この規則による改正後の逗子市下水道指定工事店規則（以下「新規則」という。）の規定によりされた申請、決定その他の行為とみなす。
- 3 旧規則第4条第1項の規定により交付された逗子市下水道指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）は、当該指定工事店証の有効期間の満了する日までの間は、新規則第3条第1項の規定により交付された指定工事店証とみなす。
- 4 旧規則第13条の規定により交付された責任技術者証は、当該責任技術者証の有効期間の満了する日までの間は、新規則第10条の規定により交付された責任技術者証とみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月9日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成19年12月10日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成28年3月31日規則第23号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年12月14日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）



2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

○逗子市水洗便所改造等資金融資あっせん規則

昭和58年3月28日  
逗子市規則第2号  
改正 昭和62年3月31日規則第14号  
昭和62年6月1日規則第15号  
昭和62年8月3日規則第19号  
平成元年7月17日規則第21号  
平成2年3月31日規則第12号  
平成3年3月26日規則第2号  
平成11年12月7日規則第36号  
平成17年4月1日規則第11号  
平成19年11月16日規則第26号  
平成28年3月31日規則第23号  
令和3年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第5項及び逗子市下水道条例(昭和47年逗子市条例第19号。以下「条例」という。)第8条の7の規定に基づき、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対してそれらの工事に必要な資金(以下「資金」という。)の融資のあっせん(以下「あっせん」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(平11規則36・全改、平19規則26・一部改正)

(あっせん等)

第2条 あっせんは、市長が行う。

2 あっせんを受けた者は、市長が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)から融資を受けることができる。

3 あっせんに基づく当該融資に係る利息は、本市が資金の融資を受けた者(以下「借受人」という。)に代わって負担するものとする。ただし、借受人の履行遅滞による延滞利息は、借受人の負担とする。

(平11規則36・一部改正)

(あっせんの要件)

第3条 あっせんを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 処理区域内における建築物の所有者又は占有者(当該改造について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)であること。

(2) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(3) 償還能力を有すること。

(4) 確実な連帯保証人があること。

(平11規則36・一部改正)

(あっせんの額)

第4条 あっせんの額は、第1条に掲げる工事に要する費用の範囲内において、くみ取便所1箇所又はし尿浄化槽1基につき、400,000円(共同で使用するし尿浄化槽については、1基につき3,000,000円)を超えない範囲内で、市長が必要と認める額とし、10,000円を単位とする。

(平元規則21・平2規則12・平3規則2・平11規則36・一部改正)

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 償還期間 36月以内とする。

(2) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から毎月元金均等償還の方法とし指定口座からの自動引落としとする。

(3) その他必要な事項は、取扱金融機関の定めるところによる。

(あっせんの申請等)

第6条 あっせんを受けようとする者は、条例第4条の規定に基づく排水設備の新設の確認を受けるときに、連帯保証人と連署のうえ水洗便所改造等資金融資あっせん申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保証書(第2号様式)

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

(平11規則36・一部改正)

(連帯保証人の資格等)

第7条 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

(1) 20歳以上で市内に居住していること。

(2) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(3) 保証能力があること。

2 借受人は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、速やかに連帯保証人変更届(第4号様式)を提出しなければならない。

(1) 住所、氏名に変更があったとき。

(2) 資格を失ったとき。

(3) 保証能力を著しく減少し、また喪失する事実が生じたとき。

(4) 死亡したとき。

3 前項各号に規定する場合を除くほか、市長が特に必要と認めたときは、連帯保証人を変更させることができる。

(平11規則36・一部改正)

(あっせん額の決定等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定によりあっせんを決定した者に係る排水設備の工事について条例第6条の規定による完成検査の合格を確認したときは、あっせんの額を決定し、水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定によるあっせん額を決定したときは、当該決定通知を受けた者が指定した取扱金融機関に水洗便所改造等資金融資依頼書(第6号様式)を送付しなければならない。

(平11規則36・一部改正)

(資金の融資)

第9条 前条第1項の決定通知を受けた者は、この規則に特別の定めがあるもののほか、当該取扱金融機関の所定の手続に従い、資金の融資を受けるものとする。

(あっせん等の取消)

第10条 市長は、あっせん等の決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、あっせん等の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の方法によりあっせん等の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか市長があっせん等を不相当と認めたとき。

(平11規則36・一部改正)

(損失補償)

第11条 市長は、あっせんにより資金の融資を行った取扱金融機関が当該借受人の償還債務の不履行により損失を受けたときは、取扱金融機関との契約に基づきその損失を補償する。

(平11規則36・一部改正)

(損失補償の求償)

第12条 前条の規定により市長が当該金融機関に対し損失補償をした場合には、当該借受人又は連帯保証人は、直ちに当該損失補償金に相当する額を本市に納付しなければならない。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第14号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年6月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年8月3日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年7月17日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定により作成された第1号様式及び第3号様式は、この規則の規定により定められた様式とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に使用している第1号様式及び第3号様式については、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則 (平成2年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るあつ旋額から適用し、同日前の申請に係るあつ旋額については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月26日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定は、この規則の施行後のあつ旋額から適用し、同日前の申請に係るあつ旋額については、なお従来例による。

附 則 (平成11年12月7日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定によりされた申請、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりされた申請、決定その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取りつくり使用することができる。

附 則 (平成17年4月1日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成19年11月16日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。